

仲介人に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(個別登録の必要条件)</p> <p>第5条 本協会は、選手及びクラブから第3条に基づく関連書類の提出を受けた場合において、当該仲介人が第3条4項各号に該当しないことを確認できた場合のみ個別登録を認めるものとする。</p> <p>2 前項の目的のため、選手及びクラブは、仲介人が第3条4項各号のいずれにも該当しないことを本協会に対して証明する義務を負う。</p> <p>[改正]</p>	<p>(個別登録の必要条件)</p> <p>第5条 本協会は、選手及びクラブから第3条に基づく関連書類の提出を受けた場合において、当該仲介人が第3条6項各号に該当しないことを確認できた場合のみ個別登録を認めるものとする。</p> <p>2 前項の目的のため、選手及びクラブは、仲介人が第3条6項各号のいずれにも該当しないことを本協会に対して証明する義務を負う。</p> <p>[改正]</p> <p><u>2022年 2月10日</u></p>	<p>適正化 (番号のズレ修正)</p> <p>適正化 (番号のズレ修正)</p>